

北本市公募型補助金募集要項



あなたの団体の活動を応援します！

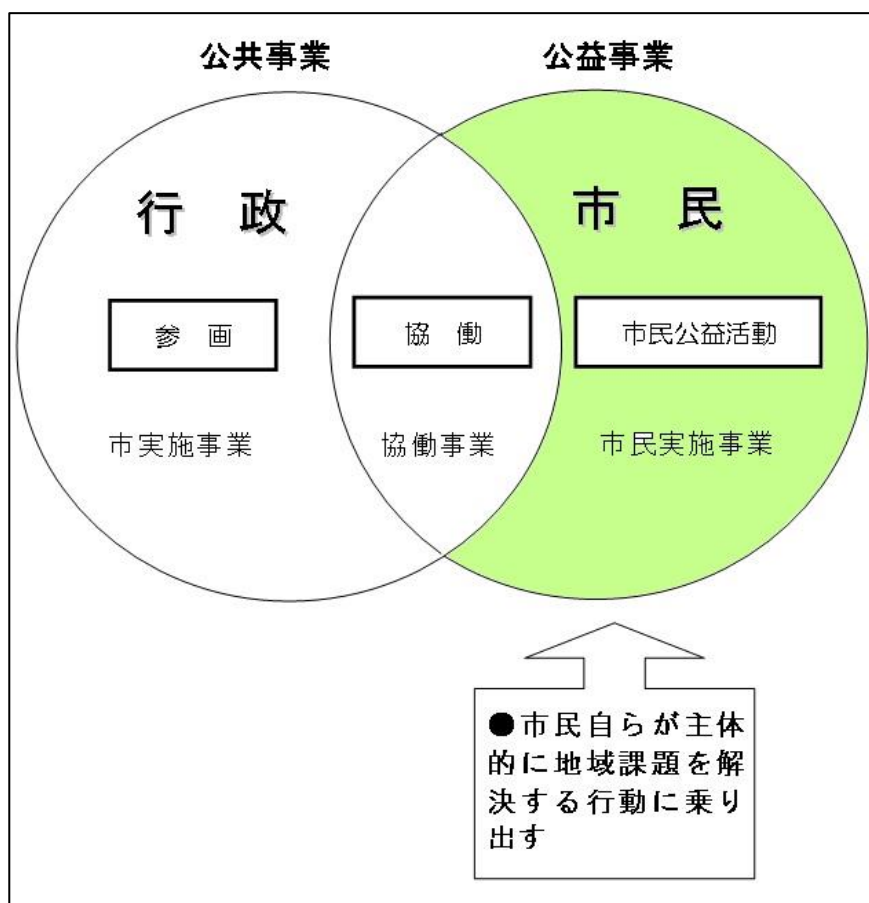
北 本 市

も く じ

1	制度の目的	1
2	申請の手続	2
3	審査	6
資料	北本市公募型補助金交付要綱	7

1 制度の目的

この補助金は、市民活動団体が、自ら企画し実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民活動の活性化及び市民の創意による地域の実情に即した公共的なサービスの充実を図り、もって市民と市との協働のまちづくりを推進することを目的とするものです。



市民公益活動の範囲を表した図

2 申請の手続

(1) 補助金の種類

- ① 補助金は事業費補助とし、団体運営費への補助は行いません。
- ② 補助額は、単年度10万円を限度とします。

(2) 補助金の対象団体

応募できる団体は以下の条件を満たす団体とします。

- ① 公益的な活動を行っていること又は行おうとしていること
- ② 主に市内に活動拠点を置いていること又は置こうとしていること

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が統制している団体
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする団体

(3) 補助金の対象となる事業

以下の条件を満たす事業とします。

- ① 市民福祉の向上や地域社会の発展等の公益に寄与するもの
- ② 営利目的でないもの
- ③ 宗教活動、政治活動を目的としないもの
- ④ 実施計画、事業効果、収支計画が明確であるもの



(4) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は下記のとおりです。

補助事業に要する費用のうち補助対象となる経費

科目	主な内容	注意事項
報償費	講師や協力者への謝礼等	
交通費	事業に伴う事務連絡等に要した交通費 (宿泊を伴うものは除く)	
消耗品費	文具、用紙などの消耗してしまうもの	
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムの印刷・コピー、写真の焼付け等	
光熱水費	仮設の電源などで事業の実施に必要なもの	
図書購入費	10,000円未満の書籍	
通信運搬費	郵便料、電話料等	活動に要したことがわかる明細必要
保険料	行事保険料、ボランティア保険料等	
委託料	看板作成料、会場設営料等	
使用料	施設使用料等(会議等における公民館等の使用料等)	事務所の施設使用料は対象外
賃借料	機器借上料、自動車借上料、駐車場借上料等	
その他これらに類する経費	市長が必要と認めるもの	

備考 事業の実施に必要な経費を対象とします。

団体の運営に必要な経費は対象外です。

人件費、食糧費、備品購入費は対象外です。

(5) 提出書類

応募する場合は、下記書類を市に提出してください。なお、提出いただいた申請書類は返却せず、個人情報を除いて情報公開の対象となります。

- ① 公募型補助金事業企画書（様式第1号）
- ② 公募型補助金資金計画書（様式第2号）
- ③ 公募型補助金応募団体概要書（様式第3号）
- ④ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに準じる書類（法人にあっては登記事項証明書）
- ⑤ 団体の構成員名簿
- ⑥ 応募する年度の前年度の事業報告書及び収支決算書
- ⑦ 応募する年度に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

(6) 提出先

提出方法及び提出先は以下のとおりです。

提出方法	必要書類を直接窓口に出す（平日9時～17時）
提出先	北本市市民経済部くらし安全課市民協働担当 TEL 048-594-5571（直通）

提出書類の様式はくらし安全課窓口で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

3 審査

(1) 審査

くらし安全課で提出された書類の確認を行い、企画書に基づく事業内容を所管する担当課と協議の上、北本市協働推進等庁内委員会において審査します。

審査の際には、提案者から事業内容で説明していただきます。

審査項目

- ・ 応募団体が自ら企画し、実施する事業か（自主性）
- ・ 地域の実情に即した公共的なサービスの充実が図られるか（公益性）
- ・ 補助金を交付することにより、市民活動の活性化が図られるか（事業効果）
- ・ 実施スケジュール、事業の実施手法に問題はないか。（実現可能性）
- ・ 予算の見積りが妥当か（予算見積り）
- ・ 応募団体に応募事業を遂行できる能力があるか（実施能力）
- ・ その他必要事項

(2) 採択の可否の通知

審査の結果については、「公募型補助金審査結果通知書」により応募団体に通知します。

(3) 補助対象事業の公表

補助金を交付することとなった事業は、団体名、代表者、事業概要、補助金額を市ホームページなどで公表します。

北本市公募型補助金交付要綱

平成21年10月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体（以下「団体」という。）が、自ら企画し、実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民活動の活性化及び市民の創意による地域の実情に即した公共的なサービスの充実を図り、もって市民と市との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 公益的活動を行っていること又は行おうとしていること。
- (2) 主に市内に活動の拠点を置いていること又は置こうとしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 市民福祉の向上、地域社会の発展等の公益に寄与するものであること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。
- (4) 当該事業の実施計画及び収支計画が明確であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内で、市長が別に定める。

2 前項の補助金の額は、10万円を限度とする。

(補助対象事業の公募)

第6条 市長は、補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の募集に関する事項について募集要項を定め、これを公表するものとする。

(応募の方法)

第7条 補助対象事業の公募に応募しようとする団体は、公募型補助金事業企画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公募型補助金資金計画書（様式第2号）
- (2) 公募型補助金応募団体概要書（様式第3号）
- (3) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに準じる書類（法人にあっては、登記事項証明書）
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 応募する日の属する事業年度における団体の収支予算書及び当該事業年度の前年度における収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による応募があったときは、その内容を審査の上、当該事業の採択の可否を決定し、その結果を公募型補助金審査結果通知書（様式第4号）により応募団体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 採択された補助対象事業の応募団体（以下「補助対象団体」という。）は、規則の定めるところに基づき、補助金の交付申請を行わなければならない。

(補助対象事業の公表)

第10条 市長は、補助金交付の決定をした場合には、補助対象団体の名称、代表者の氏名、補助対象事業の内容及び補助金交付決定額を市の広報紙及びホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付に係る年度が終了したときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 公募型補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 公募型補助金収支決算書（様式第6号）

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

[別表・様式略]

公募型補助金についてのご質問・ご相談は

北本市 市民経済部 くらし安全課 市民協働担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL 048-594-5571 (直通)

FAX 048-592-5997

